放課後学習ボランティア支援員 募集・登録要項

１．目的

児童の学習に向かう姿勢や学びへの自信を育むため、地域の方々等の協力を得て、課題学習や宿題への支援、学習のサポート・見守りなどを行う放課後学習ボランティア支援員を募集します。

２．活動内容

放課後学習ボランティア支援員には、主に次の活動を行っていただきます。

・課題学習（プリント問題等）や宿題への支援
・児童への声かけや学習のサポート・見守り
・その他、放課後学習支援の実施に必要な活動

※児童に一方的に教えるのではなく、自分で考え、学習を進められるよう支援していただきます。

３．活動場所・活動日時

神戸市立学校のうち、放課後学習支援を実施する学校で活動します。
活動場所、活動日、活動時間等は、各学校の募集案内等に記載します。

※学校行事や気象状況等により、活動を中止または変更する場合があります。

４．申込要件

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

・児童に温かく寄り添い、その成長を支援する意欲がある方
・事業の目的および学校の教育方針を理解し、活動に協力できる方
・学校のルールおよび教職員の指示を守ることができる方
・児童の個人情報や活動中に知り得た情報を適切に取り扱うことができる方
・事前のオリエンテーション（研修会）に参加できる方
・活動に必要な確認および登録手続きに協力できる方
・責任を持って継続的に活動できる方

※教員免許や特別な資格は必要ありません。

※児童のプライバシーに配慮し、安心して参加できる環境を確保するため、活動する学校に在籍する児童の保護者は、当該学校における支援員の対象外とします。

５．謝礼

活動に対する謝礼（１回あたり 500 円）を支給します。交通費は支給しません。
支払いは、学期ごとにまとめて、各学期終了後に支払います。

※活動を中止した場合や、実際に活動しなかった場合は、原則として謝礼を支給しません。

６．申込方法

所定の申込フォームに、氏名、連絡先など、必要な事項を入力してください。
申込みは仮登録であり、申込みをもって活動への参加が決定するものではありません。

７．登録までの流れ

①申込フォームによる仮登録
②オリエンテーションへの参加
③必要に応じて面談
④登録書類および誓約書等の提出
⑤活動に必要な確認手続き、動画研修
⑥登録の決定
⑦活動開始

８．登録

次のいずれかに該当する場合は、登録をお断りすることがあります。

・本事業の目的や学校の教育方針に理解・協力いただけない場合
・児童の安全・安心を損なうおそれがあると認められる場合
・学校のルールや教職員の指示を守ることができない場合
・児童の個人情報やプライバシーを適切に取り扱うことができない場合
・活動する学校に在籍する児童の保護者に該当する場合
・応募・登録内容に虚偽があった場合
・活動に必要な確認または登録手続きに協力いただけない場合
・その他、活動への参加が適当でないと認められる場合

※申込者が募集予定人数を上回った場合や、学校の活動日・時間等と条件が合わない場合は、登録要件を満たしていても活動いただけないことがあります。

９．活動上の遵守事項

活動に当たっては、次の事項を守っていただきます。

・児童の人格および個性を尊重すること
・体罰、暴言、威圧的な言動その他の不適切な対応を行わないこと
・児童と必要のない身体的接触を行わないこと
・児童と個人的に連絡先や SNS のアカウントを交換しないこと
・児童と学校外で個人的に会わないこと
・個人のスマートフォン等で児童を撮影または録音しないこと
・児童と密室等で一対一になる状況をつくらないこと
・活動中に知り得た児童や家庭に関する情報を第三者に漏らさないこと
・事故、体調不良、トラブル等が発生した場合は、直ちに教職員へ報告すること
・その他、学校のルールを守り、教職員の指示に従うこと

10. 犯罪事実確認

子どもたちの安全・安心を確保するため、こども性暴力防止法に基づき、活動開始前に特定性犯罪の前科の有無を確認する「犯罪事実確認」を行います。

犯罪事実確認に必要な手続きにご協力いただくこと、および確認の結果、特定性犯罪事実該当者に該当しないことを、支援員としての登録および活動参加の要件とします。

11. 個人情報の取扱い

応募および登録に際して取得した個人情報は、支援員の登録、本人確認、連絡、活動調整、安全管理、謝礼の支払いその他本事業の実施に必要な範囲で使用します。

法令等に基づく場合を除き、本人の同意なく、上記の目的以外に使用することはありません。

12. 登録期間

登録期間は、登録日から当該年度末までとします。

翌年度以降も活動を希望する場合は、活動状況等を確認した上で、年度ごとに登録を更新することができます。更新による登録期間は、初回登録日の属する年度を含めて５年度を上限とします。

なお、５年度経過後も引き続き活動を希望する場合は、改めて登録手続きを行うものとします。

13. 登録の取消し等

登録後に次のいずれかに該当した場合は、登録の取消し、または次年度の登録を行わないことがあります。

・本募集要項や誓約事項に違反した場合
・教職員の指示に従わない場合
・児童に対して不適切な言動を行った場合
・個人情報や活動中に知り得た情報を漏らした場合
・登録内容に虚偽が判明した場合
・活動を継続することが適当でないと認められる場合

14. 保険

活動中の事故やけが等については、本事業に適用される保険または補償制度の範囲内で対応します。

15. その他

・支援員は、学校の教職員としての身分を有するものではありません。
・支援員には、児童生徒の成績評価、生活指導、保護者対応その他学校が行うべき業務をお願いすることはありません。
・支援員は、教職員の指示のもとで活動していただきます。